

令和7年度【評価対象：令和6年度】点検評価（概要）

1 目的

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行状況について、教育委員会自らが点検・評価を行い、市民の視点に立った責任ある教育行政の推進に資するものとする。
- (2) 教育大綱及び教育振興基本計画における施策推進の観点から評価することで、施策・取組内容のブラッシュアップを図る。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする

2 点検・評価実施主体 近江八幡市教育委員会

3 点検・評価対象事業

第2期教育振興基本計画に基づき、令和6年度に実施した教育委員会が所管する取組に係る施策（19施策）

4 実施内容

(1) 取組所管部署による取組

取組所管部署は、予算執行状況、使途及び活動実績等を踏まえ、取組の自己点検を行い、点検・評価シート（成果指標、実績、課題、本年度の取組状況）を作成する。点検・評価シートには、取組課題や課題に対しての対応について具体的に記載するとともに、取組の効果や効率化についても検証する。

(2) 点検・評価（評価委員による）

点検・評価については、第2期教育振興基本計画に基づく複数の取組から構成される19の施策ごとに実施するものとする。

点検・評価委員は、近江八幡市教育委員会活動の点検・評価委員会設置要綱に基づき、学識経験者、地域関係者及び教育委員会委員等の合計6名で構成する。

外部委員及び地域関係者は、主として、市民目線及び第三者の視点から取組内容等の効果や有効性について客観的な施策評価を、教育委員は、主として、教育大綱、教育振興基本計画及び令和6年度教育行政基本方針に基づき、取組内容等を確認

し、施策評価をしていただく。

(3) ヒアリング

教育振興基本計画に定める19施策のうち、重点施策等を含めた4～5施策をヒアリングすることにより、点検・評価のための詳細な取組内容の把握を行う。

5 点検・評価結果の活用

点検・評価の結果及び意見を踏まえ、令和8年度の取組内容に反映させる。

6 結果の公表

点検・評価報告書については、市長及び市議会へ報告するとともに、市ホームページへ掲載する。

7 スケジュール（案）

時 期	内 容
～6月下旬	各課にて点検・評価シートの作成
7月 7日（月）	第1回点検・評価委員会 ・ 点検・評価の進め方及び評価方法 の承認 ・ ヒアリング施策の選定
～7月中旬	各委員にて点検・評価の実施（施策別評価表の作成） → 事前に事務局へ提出
7月28日（月）	第2回点検・評価委員会 ・ ヒアリングの実施 ・ ヒアリング施策、その他施策に関する意見交換
～8月中旬	各委員にて、施策別評価表の再点検→事務局へ提出
9月上旬	点検・評価報告書（素案）の作成→各委員へ送付、修正等 意見確認→点検・評価報告書（案）の作成
9月下旬	教育委員会定例会へ点検・評価報告書（案）について協議 案件として提示→意見確認
10月下旬	教育委員会定例会へ点検・評価報告書（案）について議案 上程→承認 ※報告書の意見に基づき各課にて次年度事業反映の検討
12月中旬	市長、議会へ報告するとともに、ホームページにて結果を 公表
～3月下旬	令和8年度当初予算内示を受け、令和8年度教育行政基本 方針の策定（3月教育委員会定例会へ議案上程）

